

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第58回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成25年7月8日（月）13：25～19：00

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）伊藤眞，岩井重一，大竹たかし，田中成明（委員長），中田裕康，夏樹静子，林眞琴，平木典子，明賀英樹，村瀬均（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，小林審議官，小野寺総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，前澤人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成25年7月及び8月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成25年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した大橋委員の後任として大竹委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成25年4月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及びそれらの候補者について

の最高裁判所における審議結果並びに平成25年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者、平成25年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成25年7月及び8月の出向からの復帰候補者について、その指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- 平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、平成25年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者96人のうち、2人が出向したことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、2月22日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。さらに、報告された情報が大部になったことから、予定どおり6月28日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び2月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。このほか、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会を経由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること、各地域委員会では、段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後とも、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対して働き掛けて

いく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、2月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について報告され、審議の結果、重点審議者を追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者94人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、93人については指名することが適当であると、1人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成25年7月及び8月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している5人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、審議の結果、2人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成25年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月22日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者6人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、3人については裁判官として指名することが適当であると、3人については裁判官として指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ その他

庶務から、東京弁護士会発行の「LIBRA」2013年3月号40頁以下に掲載された同弁護士会裁判官選考検討委員会事務局長名義の「裁判官情報提供のお願い」と題する記事の中に、昨年7月の当委員会において判事指名不適当とされた2人の判事補について、そのような結果となった経緯が記載され、また、同弁護士会の会員が裁判官情報を報告書として3通提出し、同弁護士会の裁判官選考検討委員会の承認があったときには、これを会務活動と認定すると記載されていることから、委員会庶務として、日弁連を通し、同弁護士会に対して、前者の部分については、あたかも当委員会の非公開の審議内容を同弁護士会の裁判官選考検討委員会が把握しているとの誤解を与えかねない記載ぶりになっており、ひいては、当委員会の信頼を失墜させ、裁判官任命候補者や弁護士任官候補者に対し、不要な誤解や憂慮を与えるおそれが高いこと、また、後者の部分については、従来から当委員会が適切でないとしている組織としての情報の取りまとめを強化しようとするものというだけでなく、ある種の利益誘導により情報を提供させようとするものであり、いずれも大変問題ではないかと強く指摘したところ、「LIBRA」5月号において、前者の点は推測した内容を断定的な表現で記載してしまったものであり、訂正してお詫びする旨の記事が掲載され、また、同6月号において、裁判官選考検討委員会の承認があったときに裁判官情報の報告を会務活動と認定するとの運用は取りやめる旨の記事が掲載されたことが報告された。

委員長より、前者の点については、守秘義務違反の疑いを生じさせ、委員会の信頼が失墜しかねないものであり、誠に遺憾である、委員としても、守秘義務の遵守が、当委員会の審議に対する指名候補者、情報提供者その他の関係者の信頼を確保する上で決定的に重要であることに思いを致し、この点について疑義が生じることのないよう自重、自戒しなければならないことを改めて確認したいとの発言があり、委員一同これを了承した。また、後者の点については、裁判官情報の提供を利益誘導を伴う弁護士会の組織的活動として行おうとするものであって、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、これも誠に遺憾であり、今後、

各地の弁護士会が情報提供の在り方について十分に理解し、同様の事態が生じないよう望むとの発言があった。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、9月6日(金)午後1時30分から開催され、平成26年上半期の判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上